



交際費等の範囲から除かれる一人当たり5,000円以下の飲食費であるかどうかの判定はどのように行うのでしょうか?



交際費等の範囲から除かれる飲食費は、以下の算式で計算した一人当たりの金額が5,000円以下の費用が対象となります。

個々の得意先等が飲食店等においてそれぞれの程度の飲食等を実際に行ったかどうかにかかわらず、単純に飲食等に参加した人数で除して計算した金額で判定することになります。

一人当たりの金額

＝飲食等のために要する費用として支出した金額÷飲食等に参加した者の数

例：飲食等のために要する費用として支出した金額 30,000円

飲食等に参加した者の数 5人

一人当たりの金額＝30,000円÷5人＝6,000円

※この事例は、一人当たり5,000円以下ではないので交際費等の範囲から除かれる飲食費に該当しません。



交際費一人当たり5,000円以下の要件を認めてもらうために必要な書類にはどんなものがありますか?



一人当たり5,000円以下の飲食費を交際費から除ける要件に必要な書類は以下の事項を記載した書類です。

- ①その飲食等のあった年月日
- ②その飲食等に参加した得意先、仕入先の氏名または名称
- ③その飲食等に参加した者の人数
- ④その費用の金額ならびにその飲食店、料理店等の名称およびその所在地



先日、取引先の社長以下3人で、飲食店で食事をしました。飲食代は当社が払いました。合計の飲食費が30,000円でした。飲食費の5,000円以下が、取引先を接待するための交際費から除かれると聞きました。ですから30,000円から5,000円×3人=15,000円を引いた金額が交際費になるのですか?



確かに、交際費の範囲から除かれる飲食費は5,000円以下です。ただし、一人当たりの飲食費から5,000円が控除されるわけではありません。一人あたり5,000円を超えたらその金額は全額交際費になります。従って、30,000円全額が交際費になります。

全額交際費

飲食費 30,000円(3人分)

×

5,000円×3人
=15,000円控除



先日、得意先を招いてゴルフコンペをしました。一部の得意様は送迎用のタクシー代を当社が負担しました。その他に、昼食代、終了後の懇親会の費用を負担しました。また、一部のお得意様と終了後に二次会をし、飲食代を負担しました。この飲食費は一人あたり5,000円以下でした。これらのうち交際費等の範囲から除かれるのはどれになるのでしょうか?



お得意様を送迎したタクシー代、昼食代、終了後の懇親会の費用などは、コンペを行うための一連の費用といえます。ですからゴルフコンペにかかった費用として交際費になります。

ただし、ゴルフコンペ後に一部のお得意様と飲食した費用はゴルフコンペの一連の付き合いとは別個であるといえますから交際費等の範囲から除かれます。





先日、お客様を歌謡ショーに招待しました。この場合に切符代、昼食代が一人当たり5,000円以下で収まれば交際費等の範囲から除かれますか？



先のゴルフコンペでも説明したようにお客様を観劇、旅行(国内・海外)を招待した場合に付随する飲食については、一連の交際行為として実施されるものといえます。

飲食等がそれら一連の行為とは別に単独で行われていると認められません。従って、切符代、昼食代の費用の全額が交際費等になります。



お客様と展示会后に、二次会、三次会と飲食しました。この費用が二次会、三次会で、一人当たり5,000円以下に収まりました。この場合には交際費等の範囲から除かれますか？



一次会と二次会と続けて飲食しても、その飲食したお店が別々であること。そして、それぞれのお店での飲食費が一人当たり5,000円以下であれば交際費等の範囲から除かれます。





先日、当社内において得意先を招いて商品説明会をしました。午前10時～午後3時までの説明会でしたのでお弁当を提供しました。この弁当は一食1,200円で50名に提供しました。60,000円になりました。これは交際費から除外できますか。



交際費等の範囲から除かれる飲食費5,000円以下は得意先を接待して飲食するための「飲食代」以外にも認められるのがあります。例えば、上記のような得意先を対象にした商品説明会に際して、弁当の差入れをした「弁当代」などは対象となります。この場合にお弁当はその場で食されるのであってお土産のような弁当でないことが要件となります。



ビール、食料品をお得意様に贈答したのですが、一人当たり5,000円以下でした。この場合には交際費等の範囲から除かれますか？



単なる飲食物の詰め合わせを贈答する行為は、いわゆる中元や歳暮と変わりません。飲食その他これに類する行為には含まれません。こうした贈答費用は本来の交際費等として取り扱われることとなります。